



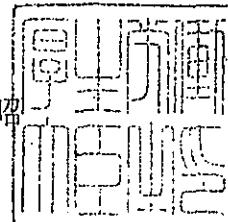
社保審一介護給付費分科会
第66回 (H22. 7. 29) 資料 3

厚生労働省発老0729第1号
平成22年7月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

長妻 啓



諮詢書

(介護保険施設におけるユニット型施設の1人当たり居室面積に関する基準の改正及び認知症対応型共同生活介護等の非常災害対策に関する基準の改正について)

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の4第3項、第88条第3項、第97条第4項、第110条第3項及び第115条の14第3項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

1 介護保険施設におけるユニット型施設の1人当たり居室面積に関する基準の改正

- 各施設の基準省令において、ユニット型施設の1人当たり居室面積基準について、現行基準の 13.2m^2 から 10.65m^2 に引き下げる。
- 対象施設
 - ・指定地域密着型介護老人福祉施設
 - ・指定介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・指定介護療養型医療施設

2 認知症対応型共同生活介護等の非常災害対策に関する基準の改正

- 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護の運営基準において定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、「地域住民の参加が得られるよう努めること」を規定する。